

鹿沼市都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する  
条例の一部改正について

次のように改める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正  
する条例

鹿沼市都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例（令和 2 年鹿沼市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の」を「第 29 条の 9 各号に掲げる」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の開発許可に係る申請について適用し、同日前の開発許可に係る申請については、なお従前の例による。